Business Partner office NEWS

本年も宜しくお願いいたします。

法律相談Q＆A

― 高年齢再就職給付金と再就職手当 ―

Q： 当社にハローワークの紹介で 61 歳の方が入社され、高年齢再就職給付金を受給されるそうです。ハローワークの紹介だと再就職手当も受けられそうですが、両方を受給することはできないのでしょうか？

A： 高年齢再就職給付金は高年齢雇用継続給付の１つで、主な支給要件は、

「基本手当についての算定基礎期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の方が安定した職業に就き、その再就職日前日の基本手当の支給残日数が 100 日以上あって、かつ、その再就職について再就職手当を受給していないこと」

などとなっています（再就職手当との併給不可）。

一方、再就職手当は就職促進給付の１つで、

「受給手続後、基本手当の所定給付日数の３分の１以上を残して安定した職業に就いたこと」

などの支給要件があります。

高年齢再就職給付金と再就職手当については、以下の特徴を踏まえた選択が必要です。

	高年齢再就職給付金	再就職手当
支給額 ※一定の上限あり	支給対象月において支払われた賃金の最大 15%	支給残日数分×基本手当日額×60%又は 70%（残日数による）
支給方法	原則２カ月毎に支給（基本手当支給残日数により最大１年～2 年）	一括支給
年金	併給調整あり	併給調整なし

なお、高年齢雇用継続給付は 2025 年４月から段階的に縮小し、最終的には廃止されます。

最近のニュースから

マイカー通勤手当　非課税限度額引上げ

政府は、マイカー通勤者の通勤手当の非課税限度額を 11 年ぶりに引き上げる改正政令を公布した。片道 10 キロメートル以上の場合に 200～7,100 円の引上げで、施行は 11 月 20 日。令和７年４月に遡って適用され、改正前の非課税限度額を超える通勤手当を支払っていた場合には、令和７年分の年末調整で対応が必要となることがある。

確定拠出年金 「放置」対策として手数料引上げ

転職時に移換手続きがされないまま放置される企業型確定拠出年金（DC）の資産が増加していることを受け、国民年金基金連合会などは、令和８年４月から、資産を移す費用を 1,100 円から 500 円に引き下げ、管理手数料を月 52 円から月 98 円に引き上げる。これにより、転職先での資産の再運用を促す。

厚労省　農林水産業も 労災保険加入義務化の方針

厚生労働省は、現在労災保険の加入が任意となっている農林水産業の小規模事業者について、加入義務化の方針を決めた。来年の通常国会で労災保険法の改正を目指す。義務化されると最大約 16 万の事業者が新たに労災保険に入る見通し。

障害者雇用率　手帳のない難病患者も対象に

厚生労働省の有識者研究会は、障害者雇用率の算定に、障害者手帳を持たない難病患者らも対象とする方向で検討することを明らかにした。本人の申請に基づき、医師の意見書などを踏まえて、就労の困難さを判断することを想定。対象とする症状などはこれから検討し、2027 年の関連法の改正を目指す。

～　日本法令　社労士情報サイト　より～